

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月20日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第4号

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給単位期間)</p> <p>第6条 給与条例附則第3項第1号の支給単位期間は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間（<u>当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは同日以後の期間とし、同日から15日を経過した後にされたときは当該届出がされた日以後の期間とする。</u>）（当該定期券の通用期間が6箇月を超えるときは、人事委員会が別に定める期間）とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第6条 給与条例附則第3項第1号の支給単位期間は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間（当該届出がされた日以後の期間に限る。）（当該定期券の通用期間が6箇月を超えるときは、人事委員会が別に定める期間）とする。</p> <p>2～4 略</p>

第2号様式 (第4条関係)

高速艇利用実績票

殿
高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年 月 日受理

年 月 分 所 属		職 氏 名		⑧						
高速艇用定期券の利用期間		日から 日まで		(出勤時・退勤時)						
高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)										
日	出 勤 時				退 勤 時				備 考	
	高松港・土庄港間の 高速艇 20時前 発着 A	高松港・土庄港間の 高速艇 20時以後 発着 B	高松港・最上港間の 高速艇 C	宇野港・宮浦港間の 高速艇 D	高松港・土庄港間の 高速艇 20時前 発着 A	高松港・土庄港間の 高速艇 20時以後 発着 B	高松港・最上港間の 高速艇 C	宇野港・宮浦港間の 高速艇 D		宇野港・宮浦港間の 高速艇 E
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

〔記入上の注意〕

- 「20時前発着」とは発着時刻が20時前である高速艇をいい、「20時以後発着」とは発着時刻が20時以後である高速艇をいう。
- 月の途中で高速艇利用届を提出した場合はその日(当該届をこれに係る事実の生じた日から15日以内に提出したとき)から、月の途中で高速艇の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について○印を付すこと。
- 高速艇用回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
- 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「高速艇の利用の有無」欄には、記入しないこと。
- 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通用期間を記入し、当該定期券を出勤時に利用する場合には「出勤時」を、当該定期券を退勤時に利用する場合には「退勤時」を○で囲むこと。
- 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
- 高速艇用回数券の領収書、乗船券その他の高速艇の利用の事実を確認することができるものを添付すること。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

利用回数	A	B	C	D	E	通勤手当の額	左記のとおり決定する。				
出勤時(回)						円	決裁				
退勤時(回)											

第2号様式 (第4条関係)

高速艇利用実績票

殿

高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年 月 日受理

年 月 分 所 属		職 氏 名		⑧		高速艇用回数券の領収書等					
高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)		高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)		高速艇用定期券の利用期間		日から 日まで(出勤時・退勤時)					
日	出 勤 時				退 勤 時				備考		
	高松港・土庄港間の 高速艇 20時前 発着 A	高松港・土庄港間の 高速艇 20時以後 発着 B	高松港・最上港間の 高速艇 C	宇野港・宮浦港間の 高速艇 D	高松港・土庄港間の 高速艇 20時前 発着 A	高松港・土庄港間の 高速艇 20時以後 発着 B	高松港・最上港間の 高速艇 C	宇野港・宮浦港間の 高速艇 D		宇野港・宮浦港間の 高速艇 E	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											

- 〔記入上の注意〕
- 「20時前発着」とは発着時刻が20時前である高速艇をいい、「20時以後発着」とは発着時刻が20時以後である高速艇をいう。
 - 月の途中で高速艇利用届を提出した場合はその日から、月の途中で高速艇の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について○印を付すこと。
 - 高速艇用回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
 - 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「高速艇の利用の有無」欄には、記入しないこと。
 - 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通用期間を記入し、当該定期券を出勤時に利用する場合には「出勤時」を、当該定期券を退勤時に利用する場合には「退勤時」を○で囲むこと。
 - 「高速艇用回数券の領収書等」欄には、高速艇用回数券の領収書を貼り付けること。
 - 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
 - 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に高速艇に係る通勤手当に関する規則第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る事実の生じた職員に係る職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）附則第3項の規定による通勤手当について適用し、同日前に当該事実の生じた職員に係る同項の規定による通勤手当については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。